

**津山市倭文診療所診療等事業
公募型プロポーザルに係る質問回答書**

(R4. 11. 2/健康増進課)

1 実施要領について

NO.	質 問	回 答
1	契約後、途中解約は可能か。	3年間診療等事業を実施していただくことを前提に募集していることをご理解いただきたい。

2 仕様書について

NO.	質 問	回 答
1	過去の決算書等を開示することは可能か。 電気水道料金等経費、患者単価（医業収益）を知りたい。	決算書等の開示はできませんが、電気水道料金等光熱費のみ開示します。 平成29年度 1, 297千円 平成30年度 1, 357千円 令和元年度 1, 438千円 令和2年度 1, 238千円 令和3年度 999千円

3 その他

NO.	質 問	回 答
1	現地説明会及び審査会の日時を変更することは可能か。	実施要領でお示した日程の変更は、出来ません。
2	新規診療所立ち上げと考えると、県や厚生局へ申請等が必要か。どの程度の作業が発生するのか。法人の定款変更、法務局への申請等が必要になるのか。	現在診療所を休止している状況のため、新規診療所立ち上げではありません。県へは診療所再開や管理者・診療科の変更の届が必要になります。厚生局へは保険医療機関としての申請が必要になります。どちらも難しい届ではありません。 また、今回の応募資格条件には、当該診療等事業の実施に当たり定款の変更は求めておりませんが、詳しくは法務局へお問い合わせください。
3	過去のカルテは残っているのか。引き続き、使用可能か。	紙媒体で残っています。個人情報取扱特記事項を遵守していただいたうえで、使用可能としています。